

6

災害時における 子ども支援

子どもの声が見える4つのポイント



チャイルドライン支援センターでは、東日本大震災で大きな被害に遭った岩手県・宮城県・福島県にあるチャイルドライン開設団体と協働で、2014年、「被災地からの電話の分析プロジェクト」を立ち上げました。このプロジェクトチームでは、まず、2011年度から2013年度までに岩手県・宮城県・福島県の東北3県から寄せられた子どもの声の集積を行い、被災状況や復興のプロセスと比較して分析を図り、『東日本大震災 子どもたちへの影響—チャイルドラインに寄せられた子どもの声の記録から』を発売しました。

この中で浮かび上がってきたのは、子どもたちはその環境の中では自分のところを十分に表現できずに我慢している状況や、子どもの不安を発散する場が機能していなかったのではないかという疑念でした。残念ながら時には適切ではない大人の対応により、子どもが傷つけられている場合もあったことも見えてきました。また、チャイルドラインに寄せられた電話件数はたいへん多いにもかかわらず、茨城県の子どもたちについては東北3県に比べると見落とされていることを訴える声も聞こえてきました。そして東日本大震災は、メディアを通して全国各地の子どもたちにも広範囲に影響を及ぼしました。東北からの転居や避難によっても、子どもたちの不安は複雑に拡散されていることもわかりました。

私たちは、今回のような大災害では子どもたちの支援は全国にまたがった課題であると実感しました。また、トラウマやグリーフ（第3章）を踏まえ、非常時とは「災害」だけではないことを考慮すると、広く多くの大人が支援の形を知ることの重要性に思いが至りました。支援の形を考えていく中で、確実にそして深く「聴く」ことは、どの子どもにも提供されるべき重要な取り組みだと再確認しました。

※以下、『東日本大震災 子どもたちへの影響』に掲載した子どもたちの声と各県からの現地レポートより転載

- 大地震のことが忘れられない。最近もテレビに映像が映ったけれど気持ちが悪くなる。でも、いいこともあったんだ。今まで話したことがない近所の人と話すことが増えた。知らない人にも話しかけられるようになったんだ。震災のことは話したくないけれど、人と話す気持ちが楽になるんだ。 (2011年9月、岩手県より、高校生・男子)
- 関東に避難している。誰かと話したいです。将来のことも何も考えられませんか。 (2011年6月、関東より、高校生・男子)

そこで、2015年度において本プロジェクトチームでは、子どものころに突き刺さるような強烈な出来事への対応はどうしたらいいのか、その際に子どもはどんな居場所を求めているのか、官と民のセクターを越えた連携は作れないのか、ボランティアのあり方についてなど、検討してきました。

そして、昨年度の分析結果を踏まえ、それぞれの経験の中から得たものや必要な情報を厳選したハンドブックを作成しました。子どもの声から学んだ災害時の子ども支援に役立つハンドブックです。

章ごとのキーワードは各章末に掲載しましたが、災害をはじめとする非常時において、困っている人の力になりたいと願うとき、また身近な人の支えになりたいと思うとき、支援には共通な課題があることが見えてきました。

それらを4つの「ポイント」にまとめます。

ポイント1. 支援側が、まず知識を持ったうえで取り組む

非常時には親しい人の喪失など、あらかじめ備えることができない、予測不可能な事態が起こります。まず知識を十分に得たうえで行わなければ、支援したい気持ちとは裏腹に、当事者をますます混乱させたり傷つけてしまうことが起こり得ます。支援側の思い込みで関わったり、相手を変化させようとすることも避けなければなりません。また支援とは、相手の持つ力（信頼でき、ちゃんと話を聴き受け止めてくれる人の寄り添いがあれば本人のもつ力で乗り越えていける）を信じることから始まります。

このようなことを考えると、ボランティアを組織する、あるいは送り込む場合、研修を行うことが必要と思われます。

個人であれば、まず知識を得て、自分にできることかを自問自答して行うことが大切です。このハンドブックをお役立ていただきたいと思います。

- 福島県から他県に避難しています。地震のあとから食べられなくなっ
たんです。体調が悪い。学校で地震の映像を見せられた。しんどい。涙
が止まらない。死ぬかと思って。その日から頭がガンガンしている。
こっちに来て、学校で先生が「地震のときのことをみんなに話してあ
げてください」って。私の気持ちをわからないのは当然。まわりの子
は楽しいことばかり話す。放射能がうつると言われたのは、腹が立っ
たよ。何人もの子がどこから来たんだっけと聞いてくる。福島から来
たなんて知っているのに。気持ちが3月のあの日の前に戻れるのか…。
見える世界が変わってしまった。町の「逃げてください」のアナウンス
を思い出してしまう。 (2011年12月、発信元不明、高校生・女子)

ポイント2. ボランティアが行う支援は、 ニーズを確認し相手の望むことを行う

非常時に困っている人の力になりたいと思うことは、すばらしい動機です。しかし、ボランティアが行う支援とは、ボランティア側にあるニーズによって行うことのないよう気を付けなければなりません。あくまでも受ける側のニーズに沿うことが大切です。

また、例えばボランティアが現地支援には、仕事や学業の合間などの休日に行ったりします。ボランティアに行く人はその日だけのことですが、来られる側に立って考えると、土日まで作業が続き、お休みもない状態にもなります。東日本大震災では、2011年12月まで一日のお休みも取れず、疲弊したとの声もあったことを紹介しておきたいと思います。

現地のコーディネートを受けつつ、ニーズに沿った行動することが大切なことなのです。

- 全国、世界中からの支援はたいへんありがたかったが、時として被災地を押し潰す雪崩のようになった。なかには、その量や質に疑問が残るものもあり、ある行政職員は「被災地に来た5つの波」(第1の波＝津波、第2の波＝マスコミ、第3の波＝支援物資、第4の波＝支援者、第5の波＝苦情)と表現した。 (宮城からの「現地レポート」より)
- ボランティアで知り合った大学生とHなことをしてしまいました。 (2011年7月、福島県より、年齢不明・女子)
- 放射能を恐れてか、福島県へのボランティアが岩手・宮城に比べて少ない。 (福島からの「現地レポート」より)

ポイント3. 平時のつながりが役に立つ

非常時に、団体として、同じ被災地から支援に、または遠隔地からの支援に取り組もうとする場合もあります。そのときに重要なのは、行政などと平時にどのようなつながりを作ってきたかです。本書第4章では実際に現地で起きた出来事を多数掲載しましたが、これらのように、発災後は混乱の中、行政には善意の方たちがたくさん押し寄せます。そのすべてを混乱の中で捌くことはたいへん困難なことです。平時からつながりがあり信頼関係があると手続きなどがスムーズで、すぐに支援につなげることができます。日常のつながりが大切になるのです。

- (被災した) 地域内に、活動の受け皿となる場所や団体があるかどうかでも支援に格差を生じさせる。 (福島からの「現地レポート」より)

ポイント4. children first (チルドレン・ファースト)

非常時には、子どものことにかまっていられないとの声もいろいろところで聞かれました。大人は不服を唱えることができるのですが、子どもは不満を出しにくい存在であることを、大人は意識しておかなければなりません。子どもたちをどうサポートしていくのか、子どもをどう守るかは大人の責任としての課題で、平時からシステムとして考えておくことが必要だと思われる。

- 地震、怖かった。お母さんと近くの中学校に避難したんだ。まだ揺れている。一人だと不安なので電話したんだ。

(2011年4月、宮城県より、中学生・女子)

- 支援に偏りがあり、高齢者への支援はあっても子どもへの支援が不足していた。震災から半年ほどして、子どもの学習支援と居場所づくりが開始。それまでも月2回程度、限られた地域で子どもたちの遊びや学習を支援していた団体はあったが、大勢の学生たちが沿岸の広い地域で関わるようになったのはこの頃から。(中略) 狭い仮設住宅で生じるさまざまな問題から離れた場所で勉強し、語り合う場が子どもたちには必要だった。

(岩手からの「現地レポート」より)

- よく泣く子どもや多動の傾向のある子どもを抱えた母親が、周囲から「うるさい」と言われて外で過ごすことを余儀なくされたり、アレルギーのある子どもが支援の食料を食べられなかったりなど、子どもにとって避難所は非常に過酷な場所であった。

(宮城からの「現地レポート」より)

* * * * *

2011年3月11日の東日本大震災の後、チャイルドラインには震災に関連した内容を訴える切実な電話がたくさん着信しました。本プロジェクトは、子どもたちの声の分析からスタートし、非常時における子ども支援の課題をまとめることによって、次なる災害や大事故に備えることをねらいとしていました。しかし実際に取りかかってみると、平時の子ども支援のありようと変わらないことがわかりました。子どもの「こころを聴く」姿勢、子どもの

居場所とは、トラウマケア・グリーフケアの基礎知識、地域連携の在り方、ボランティアの心得について、常日頃からしっかりと学び、取り入れていくことの積み重ねが、そのまま非常時にも役立つと思われます。

それは、私たちチャイルドラインの活動であっても同じで、「聴く姿勢の再確認」や「トラウマケアやグリーフケアについて学ぶ」ことは、子どもにとってより有効な聴き方を実現させ、子どもが自らをエンパワーメントする力を育む支援につながります。「地域の連携」や「子どもにとっての居場所とは」を考えることは、確かな活動の基盤をさらに強固にします。

本書は、非常時・平時にかかわらず、どんな場合においても有効なハンドブックとして意味あるものにできあがったと思っています。2014年度発刊の『東日本大震災 子どもへの影響』とあわせて、災害時また復興期の施策のみならず、今後のあらゆる子ども施策に活かしていただけたらと願っています。子どものための施策や支援の計画・実施においては、子ども自身の意見を参考にすることが望ましいのです。「子どもの最善の利益」を最優先に、子どもの権利保障の観点から参考にさせていただければと思います。

最後に、チャイルドラインに届く子どもたちの声から、私たちは多くのことを受け取り、学びました。そしてさまざまに議論し、支援の形を考えることができました。たくさんの声を寄せてくれた一人ひとりの子どもたちに感謝申し上げます。

国連子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）
各条見出しおよび本書に関わる条項の抜粋

※ 〈各条見出し〉及び〈条文抜粋〉の各条ごとの（ ）カッコ内の見出しは、便宜上つけているものです。
 ※ 〈各条見出し〉の条文名の前に○がついている条文は、〈条文抜粋〉に全文掲載しています。
 ※ 本書では、外務省が日本語に訳したものを使用しています。
 ※ 条約の全文は、外務省、子どもの権利条約ネットワーク、日本ユニセフ協会などのウェブサイトに掲載されています。

〈各条見出し〉

○前文

〈第1部〉

- 第1条（子どもの定義）
- 第2条（差別の禁止）
- 第3条（子どもの最善の利益）
- 第4条（締約国の実施義務）
- 第5条（親の指導の尊重）
- 第6条（生命への権利、生存・発達の確保）
 - 第7条（名前・国籍を得る権利、親を知り養育される権利）
 - 第8条（アイデンティティの保全）
 - 第9条（親からの分離禁止と分離のための手続き）
 - 第10条（家族再会のための出入国）
 - 第11条（国外不法移送・不返還の防止）
- 第12条（意見を表明する権利）
- 第13条（表現・情報への自由）
- 第14条（思想、良心、宗教の自由）
- 第15条（結社、集会の自由）
- 第16条（プライバシー、通信、名誉の保護）
- 第17条（適切な情報へのアクセス）
- 第18条（親の第一次的養育責任と国の援助）
- 第19条（親による虐待・放任・搾取からの保護）
- 第20条（家庭環境を奪われた子どもの保護）
- 第21条（養子縁組）
- 第22条（難民の子どもへの保護・援助）
- 第23条（障がい児の権利）
- 第24条（健康・医療への権利）
 - 第25条（医療施設等に措置された子どもの定期的審査）
 - 第26条（社会保障への権利）
 - 第27条（生活水準への権利）

- 第28条（教育への権利）
- 第29条（教育の目的）
 - 第30条（少数者・先住民の子どもへの権利）
- 第31条（休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加）
- 第32条（経済的搾取・有害労働からの保護）
 - 第33条（麻薬・向精神薬からの保護）
 - 第34条（性的搾取、虐待からの保護）
 - 第35条（誘拐、売買取引の防止）
 - 第36条（他のあらゆる形態の搾取からの保護）
 - 第37条（死刑・拷問等の禁止、自由を奪われた子どもの適正な取扱い）
 - 第38条（武力紛争における子どもの保護）
- 第39条（犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰）
 - 第40条（少年司法）
 - 第41条（既存の権利の確保）

〈第2部〉

- 第42条（条約広報義務）
- 第43条（子どもの権利委員会の設置）
- 第44条（締約国の報告義務）
- 第45条（委員会の作業方法）

〈第3部〉

- 第46条（署名）
- 第47条（批准）
- 第48条（加入）
- 第49条（効力発生）
- 第50条（改正）
- 第51条（留保）
- 第52条（廃棄）
- 第53条（寄託者）
- 第54条（正文）

前文

この条約の締約国は、

国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的な人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、

国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けすることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーブ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第23条及び第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第10条）並びに児童の福祉に関係する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話が必要とする。」ことに留意し、

国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、

極めて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別な配慮を必要としていることを認め、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、

あらゆる国特に関発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、

次のとおり協定した。

第1部

第1条 (子どもの定義)

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律により早く成年に達したものを除く。

第2条 (差別の禁止)

1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条 (子どもの最善の利益)

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第4条 (締約国の実施義務)

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

第5条 (親の指導の尊重)

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条 (生命への権利、生存・発達の確保)

1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。

2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第12条 (意見表明権)

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第13条 (表現・情報の自由)

1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しく

は印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

(a) 他の者の権利又は信用の尊重

(b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第14条（思想・良心・宗教の自由）

1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。

2 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。

3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

第15条（結社・集会の自由）

1 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。

2 1の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的の社会において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

第16条（プライバシー・通信・名誉の保護）

1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。

2 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第17条（適切な情報へのアクセス）

締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。このため、締約国は、

(a) 児童にとって社会面及び文化面において有益であり、かつ、第29条の精神に沿う情報及び資料が大衆媒体（マス・メディア）が普及させるよう奨励する。

(b) 国の内外の多様な情報源（文化的にも多様な情報源を含む。）からの情報及び資料の作成、交換及び普及における国際協力を奨励する。

(c) 児童用書籍の作成及び普及を奨励する。

(d) 少数集団に属し又は原住民である児童の言語上の必要性について大衆媒体（マス・メディア）が特に考慮するよう奨励する。

(e) 第13条及び次条の規定に留意して、児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護するための適当な指針を発展させることを奨励する。

第18条（親の第一次的養育責任と国の援助）

1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。

2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与え

るものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。

3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第19条（親による虐待・放任・搾取からの保護）

1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

第20条（家庭環境を奪われた子どもの保護）

1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。

2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。

3 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカファーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的背景について、十分な考慮を払うものとする。

第23条（障がい児の権利）

1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。

2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。

3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。

4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第24条（健康・医療への権利）

1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の

回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。

2 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。

(a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。

(b) 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。

(c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と闘うこと。

(d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。

(e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。

(f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。

3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。

4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第28条（教育への権利）

1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

(c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。

(d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。

(e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。

2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第29条（教育の目的）

1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。

(a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。

(c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。

(d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。

(e) 自然環境の尊重を育成すること。

2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第31条 (休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加)

1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。

2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

第32条 (経済的搾取・有害労働からの保護)

1 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。

2 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、

(a) 雇用が認められるための1又は2以上の最低年齢を定める。

(b) 労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。

(c) この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定める。

第39条 (犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰)

締約国は、あらゆる形態の放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他のあらゆる形態の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる。このような回復及び復帰は、児童の健康、自尊心及び尊厳を育成する環境において行われる。

第2部

第42条 (条約広報義務)

締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

太田 久美 おおた ひさみ 第1章、第6章

(認定) 特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター専務理事・事務局長
(認定) 特定非営利活動法人さいたまチャイルドライン代表理事

1990年代より子どもの異年齢による自治集団づくりを行うNPOで活動。2001年さいたまチャイルドライン開設に尽力。2005年よりチャイルドライン支援センター理事。

長く関わったNPO活動の中でさまざまな問題に悩む子どもたちと出会い、子どもたちとともに活動する中で子どもへの寄り添い方を学ぶ。また、チャイルドラインの現場でも子どもの声に教えられ、電話の受け手(相談員)とともに研鑽を積みながら、運営者として団体のマネジメントに取り組む。チャイルドライン支援センターでは、渉外・ファンドレイズをはじめ多方面にかかわり、全国統一番号・フリーダイヤル実現に参画してきた。

◆被災地からの電話の分析プロジェクト・プロジェクトリーダー。

鈴木 綾 すずき りょう 第2章

任意団体チャイルドラインこおりやま 副理事長
NPO法人ビーンズふくしま 副理事長

1976年生まれ。2000年青森大学社会学部卒業。高校教諭を経て、福島県福島市におけるフリースクール開設に尽力。その後、NPO法人・ビーンズふくしま副理事長就任。2010年より福島県でチャイルドライン開設に向け発起人の一人として名前を連ね、2012年チャイルドラインこおりやま副理事長就任。東日本大震災後は仮設住宅における子どもたちの居場所づくりのためプロジェクトを主導。子どもたちとの対面支援を皮切りに、他団体との連携、韓国との交流事業など若者支援のトップランナーの役割を果たす。

本書の作成においては震災後の子どもたちの実情について現場感覚を重視しながら執筆を担当。とくに非常時における子どもの居場所の重要性について論及した。

**被災地からの
電話の分析
プロジェクト**

被災地からの電話の分析プロジェクト・チームは、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故が子どもたちに与えた影響を検証し、報告書にまとめ、災害時の子ども支援と、そのための平時の備えについてのチャイルドラインとしての提言を、政治・行政・企業・一般社会に向けて行う(活動期間:2014年9月~2016年3月)。

【メンバー】チャイルドライン支援センター / チャイルドラインいわて / チャイルドラインみやぎ / チャイルドラインふくしま / チャイルドラインこおりやま

チャイルドラインふくしま事務局長兼理事

曹洞宗 東日本大震災災害対策本部復興支援室分室主事、曹洞宗僧侶

全国曹洞宗青年会第18期(2009～2011年)会長・全日本仏教青年会副理事長を務め、任期中に全国各地でカウンセリング、電話相談研修を実施。当該事業委員会を組織し、僧侶による電話相談窓口を立ち上げる。2010年1月よりチャイルドラインふくしまに参加。東日本大震災以降は、全国曹洞宗青年会会長(同年5月から顧問)として、主に岩手県、宮城県、福島県各地での災害復興支援活動の陣頭指揮を執る。2014年9月からは、精神対話士としても活動中。

東日本大震災・東京電力福島第一原発事故による被災県・ふくしま県民の一人として、そして震災復興の支援活動者として、子どもの心のケアの重要性和困難性を実感している。

特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ代表理事

子育て中に子どもNPO団体に関わり、1998年米国デラウェア大学NPO研修に参加。その後4つのNPO代表を務め、「子育てふれあいプラザのびすく仙台」や児童館の指定管理などに携わる。2001年チャイルドラインみやぎを設立。

東日本大震災発生後はNGOとともに子どもの居場所運営を行い、被災地で見聞きした子どもや家族の様子をもとに、行政への政策提言を行い、さらに「災害子ども支援ネットワークみやぎ」を設立して被災地支援にあたった。

本書の執筆に際しては、被災当事者としての立場や、全国の支援者と津波被害のあった被災地とをつなぐ中間の支援者としての立場で感じたことを率直に伝えることを心がけた。また、災害時には子どもへの人権侵害が起きやすいため、普段の防災計画などで対策を講じておくことを提唱したいと考えている。

被災地からの電話の分析プロジェクト・チーム2015

- 太田久美(上述)
- 伊勢志穂(チャイルドラインいわて理事)
- 上野和子(チャイルドライン支援センター理事、ひろしまチャイルドライン子どもステーション理事長)
- 久間泰弘(上述)
- 小林純子(上述)
- 鈴木綾(上述)
- 坪井永光(チャイルドラインこおりやま理事)
- 豊島まり子(チャイルドラインいわて事務局長兼理事)
- 村上敏也(チャイルドライン支援センター理事、慶應義塾大学訪問研究員)
- 千葉洋子(チャイルドライン支援センター事務局)
- 青木沙織(萌文社)



災害時における 子どものこころのケア

被災地からの子どもの声に応える（2015年度）

2016年3月11日 初版1刷発行

2016年9月11日 〃 2刷

発行 特定非営利活動法人
チャイルドライン支援センター
発行人：神 仁（代表理事）

〒162-0065 東京都新宿区住吉町8-5 曙橋コーポ2階

T E L 03-5312-1886

F A X 03-5312-1887

Email info@childline.or.jp

U R L <http://www.childline.or.jp/>

編集責任者 太田久美

制作協力 萌文社 <http://www.hobunsysa.com/>

イラスト 田上たか

印刷・製本 モリモト印刷株式会社

*本書の掲載内容は、当会の許可なく複写・複製・転載することを固く禁じます。

*「チャイルドライン」および「チャイルドライン・キャラクター」は特定非営利活動法人チャイルドライン支援センターの登録商標です。

©2016, Child Line Japan. All rights reserved. Printed in Japan.

